

# 民商だより 号外

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス sminnsyo@ybb.ne.jp

## 県も緊急対策を決定

＝新型コロナウイルス感染症緊急対策＝  
＜経済影響対策を抜粋＞

### ●新型コロナウイルス感染症対策融資

【要件】・新型コロナウイルス感染症に起因して、  
最近1ヶ月の売上が減少している方  
・今後売上高等の減少が見込まれる方

【融資限度額】1億円

【償還期間】12年以内(据置期間4年以内)

【貸付利率】2.27%以内

【保証料率】セーフティネット4・5号、危機関連保証認定は0%  
その他は0.1%

### ●新型コロナウイルス感染症対策利子補給

【要件】・セーフティネット保証4・5号の認定を受けられた方  
・危機関連保証の認定を受けられた方

【融資限度額】1億円

【償還期間】12年以内(据置期間4年以内)

【貸付利率】2.27%以内

【利子補給率】100%(実質無利子化)

### ●経営相談窓口(事業資金の相談など)

TEL:088-823-9695

FAX:088-823-9138

メール:[150401@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:150401@ken.pref.kochi.lg.jp)

■上記の制度等は一部分です。また紙面の都合上、説明は割愛しています。

■最新種情報は下記アドレスで確認ください

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111301/info-COVIT-19.html>

まず 民商まで  
お問い合わせください。



【願っています】 下記調査票を、民商事務所までお届けください。

\* 新型コロナウイルス感染拡大が経営に及ぼす緊急影響調査票

## 緊急融資・助成金も活用し

## 新型コロナに負けず経営を続けよう

## 国の各種制度

### 融資関係

#### ●セーフティネット貸付

【資金使途】運転資金、設備資金

【融資限度額】4,800万円

【貸付期間】運転8年以内、設備15年以内

【据置期間】3年以内

【対象業種】ほとんどの業種

▶ 売上が前年同月比で20%以上減少の場合は信用保証協会が100%保証、5%以上減少の場合は80%保証

#### ●新型コロナウイルス感染症特別貸付

【資金使途】運転資金、設備資金

【融資限度額】6,000万円

【貸付期間】運転15年以内、設備20年以内

【据置期間】5年以内

【対象業種】ほとんどの業種

▶ 特別利子補給制度を併用すれば実質的に無利子(借入後当初3年間、給付対象上限は3,000万円)、適用対象:個人事業主は要件なし、法人事業者は売上高15%減少

#### ●衛生環境激変対策特別貸付

【資金使途】運転資金

【融資限度額】1,000万円(旅館業は3,000万円)

【貸付期間】7年以内 【据置期間】2年以内

【対象業種】旅館業、飲食店、喫茶店

■他に危機関連保証貸付もあります。掲載した貸付は併用できます

### 助成金関係

#### ●雇用調整助成金

【対象事業主】従業員を休業させ休業手当(賃金)を支払った事業主

【助成率】中小企業:休業手当(賃金)の3分の2

【支給限度日数】1年間で100日(3年間150日)

① 【対象従業員】雇用保険に加入している従業員

#### ●小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

● 【対象事業主】臨時休業に伴い年次有給休暇と別途、有給(賃金全額支給)の有給休暇を取得させた事業主

① 【支給額】休暇中の賃金全額(8,330円が日額上限)

② 【適用日】2月27日～3月31日の通常の開校日

③ 【対象従業員】雇用保険に入っていない従業員も対象  
▼ 小学校等:小学校、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育園、認定こども園

他にも、厚生年金保険料等の猶予制度も活用できます。

■上記の制度等は一部分です。また紙面の都合上、説明は割愛しています。詳しくは各民商事務局までお問い合わせください。

「経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」からの引用です。同名で検索すればインターネットで見ることができます。